

第3章 ギリシャ

(参考) 1ユーロ=110.94円(2011年期中平均)

1 経済・雇用失業情勢

(1) 経済情勢

〈表1-4-1〉 ギリシャの実質GDP成長率

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010				2011			
										Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	
実質GDP成長率	4.2	3.4	5.9	4.4	2.3	5.5	3.0	-0.2	-3.3	-3.5	-1.9	-1.3	-1.6	-2.8	0.2	-	-

資料出所：EU統計局（EUROSTAT）ホームページ

注：各四半期の値は対前期比、季節調整済み値。

ギリシャの経済成長率は、2001年以降、2%から5%台であったが、世界金融危機の影響により、2008年はマイナス0.2%となり、2009年、2010年はマイナス成長

が続いた。2011年第1四半期には前期比0.2%とわずかではあるがプラス成長となった。

(2) 雇用・失業情勢

〈表1-4-2〉 ギリシャの労働力人口、労働力率

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010				2011		
										Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	
労働力人口	4,574	4,656	4,735	4,819	4,846	4,887	4,917	4,937	4,980	5,017	5,013	5,021	5,025	5,011	4,987	4,967
男性	2,772	2,806	2,839	2,859	2,872	2,890	2,911	2,923	2,918	2,916	2,924	2,918	2,915	2,906	2,888	2,879
女性	1,802	1,850	1,895	1,960	1,974	1,997	2,005	2,014	2,062	2,102	2,089	2,103	2,110	2,105	2,099	2,089
労働力率	63.3	64.2	65.2	66.5	66.8	67.0	67.0	67.1	67.8	68.2	68.2	68.3	68.3	68.1	67.8	67.6
男性	77.1	77.6	78.3	79.0	79.2	79.1	79.1	79.0	78.9	79.1	79.0	78.8	78.5	78.1	77.9	
女性	49.7	51.0	52.2	54.1	54.5	55.0	54.9	55.1	56.5	57.6	57.2	57.6	57.8	57.7	57.5	57.2
15～24歳	36.5	36.2	34.6	36.7	33.7	32.4	31.1	30.2	30.9	30.3	30.5	30.2	30.5	30.1	29.3	28.8
25～54歳	77.8	78.8	79.8	81.1	81.5	82.0	81.9	82.0	82.8	83.3	83.2	83.5	83.4	83.2	83.1	83.0
55～64歳	39.9	40.9	42.7	41.3	43.2	43.9	43.9	44.2	44.2	45.1	45.1	45.0	45.2	45.2	44.3	44.1

資料出所：EU統計局（EUROSTAT）ホームページ

注1：各年の値は年間における平均値。

注2：特に注がない場合の労働力率は15～64歳における率。

ギリシャの労働力人口は2001年の457.4万人から増加を続け、2010年は501.7万人だった。労働力率も、2001年の63.3%から2010年の68.2%までおおむね上昇している。

ただし、直近は2011年の第2四半期には労働力人口が496.7万人、労働力率が67.6%と前年同期と比べて減少している。

第3章

[ギリシャ]

〈表1-4-3〉 ギリシャの就業者数、就業率

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010				2011		
										Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	
就業者数	4,086	4,176	4,275	4,313	4,369	4,452	4,510	4,559	4,509	4,389	4,426	4,427	4,403	4,299	4,194	4,156
パートタイム比率	4.0	4.4	4.3	4.6	5.0	5.7	5.6	5.6	6.0	6.4	6.4	6.4	6.4	6.5	6.8	6.4
有期雇用比率	13.2	11.7	11.2	11.9	11.8	10.7	10.9	11.5	12.1	12.4	11.5	12.8	13.0	12.3	11.2	11.9
男性	2,574	2,615	2,663	2,671	2,697	2,727	2,760	2,775	2,718	2,627	2,660	2,645	2,632	2,571	2,504	2,485
パートタイム比率	2.2	2.3	2.2	2.2	2.3	2.9	2.7	2.8	3.2	3.7	3.5	3.5	3.8	4.1	4.4	4.2
有期雇用比率	11.6	10.5	9.7	10.5	10.1	9.1	9.3	9.9	10.6	10.9	10.0	11.2	11.5	11.0	10.2	10.7
女性	1,512	1,561	1,611	1,642	1,672	1,725	1,750	1,784	1,791	1,762	1,766	1,782	1,771	1,728	1,691	1,672
パートタイム比率	7.2	8.0	7.7	8.5	9.3	10.2	10.1	9.9	10.4	10.4	10.8	10.6	10.2	10.1	10.3	9.7
有期雇用比率	15.7	13.6	13.3	14.0	14.3	13.0	13.1	13.7	14.1	14.4	13.6	14.8	15.1	14.1	12.6	13.4
就業率	56.3	57.5	58.7	59.4	60.1	61.0	61.4	61.9	61.2	59.6	60.1	60.1	59.7	58.3	56.9	56.4
男性	71.4	72.2	73.4	73.7	74.2	74.6	74.9	75.0	73.5	70.9	71.8	71.5	71.1	69.3	67.5	67.1
女性	41.5	42.9	44.3	45.2	46.1	47.4	47.9	48.7	48.9	48.1	48.2	48.7	48.4	47.2	46.2	45.7
15～24歳	26.2	26.5	25.3	26.8	25.0	24.2	24.0	23.5	22.9	20.4	21.1	20.7	20.6	19.0	17.7	16.4
25～54歳	70.6	71.6	72.9	73.5	74.0	75.3	75.6	76.1	75.4	73.3	73.9	74.1	73.5	71.8	70.3	69.9
55～64歳	38.2	39.2	41.3	39.4	41.6	42.3	42.4	42.8	42.2	42.3	42.4	42.2	42.6	42.0	40.9	40.7

資料出所：EU統計局（EUROSTAT）ホームページ

注1：各年の値は年間における平均値。

注2：特に注がない場合の就業率は15～64歳における率。

就業者数は、2001年の408.6万人から2008年の455.9万人まで増加しているが、2009年、2010年はそれぞれ450.9万人、438.9万人と減少し、2011年第2四半期は415.6万人まで減少している。

就業率も同様に、2001年の56.3%から2008年の61.9%まで上昇したが、2009年、2010年はそれぞれ61.2%、59.6%と低下し、2011年第2四半期は56.4%まで低下している。

就業者に占めるパートタイムの割合（パートタイム比率）は、2001年の4.0%から2010年の6.4%、2011年第2四半期の6.4%まで、ほぼ上昇してきたが、他のEU諸国と比べてかなり低い（2010年のEU平均は19.2%）。

女性の就業率は、2001年の41.5%から2010年には48.1%に上昇したが（2011年第2四半期は45.7%）、EUの平均よりも10%ポイント程度低い水準となっている（2010年のEU平均は58.2%）。

〈表1-4-4〉 ギリシャの失業者数、失業率

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010				2011			
										Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	
失業者数	488	480	460	506	477	435	407	378	471	629	553	607	647	706	754	830	908
失業率	10.7	10.3	9.7	10.5	9.9	8.9	8.3	7.7	9.5	12.6	11.1	12.1	12.9	14.1	15.1	16.7	18.3
25歳未満	28.0	26.8	26.8	26.9	25.9	25.1	22.9	22.0	25.7	32.8	30.0	31.5	33.3	36.2	39.4	43.0	45.7
男性	7.2	6.8	6.2	6.6	6.1	5.6	5.2	5.1	6.9	9.9	8.3	9.6	10.3	11.4	12.4	14.1	15.9
25歳未満	21.5	19.9	18.9	19.1	18.6	17.6	15.7	17.0	19.3	26.6	23.1	25.6	27.2	30.5	33.5	37.1	40.6
女性	16.1	15.7	15.0	16.2	15.3	13.6	12.8	11.4	13.2	16.2	14.9	15.6	16.5	17.8	18.8	20.3	21.8
25歳未満	35.8	35.3	36.6	36.2	34.7	34.6	32.0	28.6	33.9	40.5	38.6	39.0	41.0	43.1	46.5	50.3	52.1

資料出所：EU統計局（EUROSTAT）ホームページ

注1：各年の値は年間における平均値。

注2：四半期値は季節調整済値。

失業者数は、2001年（48.8万人）から2008年（37.8万人）にかけて（2004年頃の増加を経て）減少したが、2008年の世界金融危機を受けて、2009年に47.1万人となり、2010年は62.9万人、2011年第3四半期は90.8万人に増加している。

失業率も同様に、2001年（10.7%）から2008年（7.7%）

にかけて低下したが（2004年頃いったん上昇）、2008年の世界金融危機を受けて、2009年に9.5%となり、2010年12.6%、2011年第3四半期18.3%と、2009年以降大幅に上昇している。

特に25歳未満の若年の失業率は、2001年には28.0%であったが、2010年には32.8%、2011年第3四半期に

は45.7%に大幅に上昇している。

2 雇用・失業対策の実施機関

ギリシャ¹⁾においては、雇用・失業対策について、ギリシャ労働・社会保障省 (Ministry of Labour and Social Security)²⁾が施策を立案し、公的法人であるギリシャ人材雇用庁 (Manpower Employment Organization : OAED)³⁾が、管理運営主体となり、求職者への職業指導、職業紹介、職業訓練、失業保険の支給手続き、助成金支給業務などを行っている。

ギリシャ人材・雇用庁 (OAED) の本部は首都アテネにあり、地域レベルでは7の地域総局を擁し、県レベルでは国内51県に雇用及び職業訓練の地方サービス機関を擁している。

3 労働・社会保険制度等

(1) 失業保険制度

a 根拠法令

法律1545/1985、法律1892/1990等。

b 管理運営主体

ギリシャ人材・雇用庁 (OAED) が管理運営を行い、社会保険機関 (IKA) が保険料の徴収を行う。

c 財源

原則として労使の社会保険料であり、保険料率は、労働者が賃金の3.17%、事業主が1.83%となっている。

〈表1-4-5〉被用者の社会保険料率

	事業主	本人	(%)
年 金	13.33	6.67	20.0
医療・出産給付等	5.1	2.55	7.65
失 業	3.17	1.83	5.0
その他の	1.0	1.0	2.0
計	22.60	12.05	34.65

資料出所：欧州委員会“MISSOC Database July 2011”を基に厚生労働省大臣官房国際課において作成。

d 制度の対象者

労働者及び20～29歳の働いた経験が無い者を対象としている。自営業者は適用されない。

e 受給要件

(a) 一般給付

以下の全ての条件を満たす者。

- 非自発的に失業した者で、仕事に就く意志と能力があり、地方サービス機関に登録している者。
- 原則として、失業前14か月間に、直前の2か月間を除いて125日間就労していること。なお、初めて受給する際には、過去2年間、年80日就労していることも要件とされる。
- 65歳未満であり、障害年金を受け取っていないこと。

(b) 若年者給付

20～29歳の働いた経験が無い者。

f 給付内容

(a) 一般給付

ブルーカラー労働者は賃金日額の40%が、ホワイトカラー労働者には賃金月額の50%が給付される。なお、被扶養者がいる場合には1人当たり10%が増額される。最低額（最低賃金の2/3）と最高額（自分の賃金の70%）の定めがある。給付期間は以下の表のとおり。なお、下記の給付期間以降も失業状態にある場合は、3か月間（就労期間が4,050日以上ある場合には12か月間）失業給付額の50%を継続して受け続けることができる。

〈表1-4-6〉失業保険の給付期間

就業期間	給付期間
125日～149日	5か月
150日～179日	6か月
180日～219日	8か月
220日～249日	10か月
250日以上	12か月
210日以上かつ49歳以上	

資料出所：欧州委員会MISSOCの公表資料を基に厚生労働省大臣官房国際課において作成。

■ 1) ギリシャは、国内を13の地域（ペリフェリエス）、その下部の51県（ノモス）に分割している。ペリフェリエスを治める知事は、内務省により任命される。ノモスを治める知事は、住民の直接選挙によって選出される。（米国国務省のサイト（US. Department of State）：ギリシャの概要紹介（<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/3395.htm#gov>）参照）

■ 2) ギリシャ労働・社会保障省のホームページ（<http://www.ypakp.gr/>）参照（ギリシャ語のみ）。

■ 3) ギリシャ人材・雇用庁 (OAED) は、1971年に設置されたギリシャ労働・社会保障省の管轄下にある公的機関。
英語版ホームページ（http://www.oaed.gr/Pages/SN_152.pg）を参照。

(b) 若年者給付

5か月間一定額が給付される。

(c) その他の給付

特定の季節に限られた職業に就いている者（例えば観光業・建設業等）を対象とする特別季節給付があり、年1回一時金として給付される。

(2) 労災保険制度

a 制度の概要

業務上又は通勤による負傷、疾病、傷害又は死亡に対して労災保険制度による補償がある。労災保険という独立した制度に基づく給付ではなく、医療保険（年金等は年金保険）として運営されている。

b 管理運営主体

社会保険機関（IKA）が運営を行っている。

c 財源

基本的には医療保険及び年金保険の保険料となっている。詳しくは表1-4-5を参照のこと。

d 制度の対象者

労働者で、自営業者は含まれない。

e 給付内容

(a) 医療給付

通常の医療給付と同様である。ただし、通常の医療給付の場合課せられる自己負担は無い。

(b) 一時労働不能給付

一時的労働不能の場合、事故前総賃金の50%で、被扶養者1人につき10%が増額される（最大で合計90%）。上限額が設けられている（15日目まで15.99ユーロ、16日目以降29.39ユーロ）。

(c) 永久労働不能給付

障害度合が50%を超過する場合には、障害年金が支給される。

毎月の給付額は過去5年間の平均賃金月額×保険料納付年数×2%（1993年1月以前に保険料納付期間がない場合）であり、最低額が定められている。障害度合が80%である場合には上記で算出された年金額が、障害度合が67%～79%の場合には上記で算出された年金額の75%が、障害度合が50%～66%の場合には上記で算出された年金額の50%が支給される。また全面的な障害の場合、介護手当が付加的に給付される。

なお、一般的な障害年金の場合と異なり、労働災害の場合には保険料納付期間は必要とされていないが、通勤災害の場合には一定の保険料納付期間（障害年金の場合に比べて緩和されている）が必要である。

(d) その他の給付

この他、遺族年金、遺児年金、葬祭費などが支払われる⁴⁾。

(3) 出産に関する給付等

a 出産に関する給付

母親に対しては、出産前2年間に保険料を200日間納付していた場合で、休業した場合に出産給付が給付される。保険料はギリシャ社会保障機関（IKA）の医療保険と一体として徴収されており、保険料率は7.65%（事業主5.10%、本人2.55%）である。

出産給付は出産予定日前56日間及び出産日後63日間について支払われる。給付額は出産前の賃金水準の50%であり、子供の数に応じて加算される。なお、給付額には最低額（女性被保険者の平均賃金日額の2/3）と最高額（子供の数に応じて日額47.47ユーロ～66.46ユーロ）が設けられている。さらに、出産給付の受給者は出産付加給付として、出産休暇前の賃金と出産給付の差額をギリシャ人力・雇用庁（OAED）から出産給付の受給期間中受給することができる。

出産給付の受給者は、出産給付受給終了後、ギリシャ

■ 4) 障害がある部位によっては、税を財源として所得制限がない障害手当（年6回支給、362～771ユーロ）が支給される。

人力・雇用庁(OAED)から6か月間出産保護特別手当を受給することができる。給付額は最低賃金相当額である。このほか、出産一時金⁵⁾として991.20ユーロ(未熟練労働者の最低賃金の30日相当分)が支給される。

b 育児休暇

子供が2歳半までの幼児を持つ親は、無給で最大3か月間の育児休暇を取得することができる。

(4) 年金制度

a 制度の概要

ギリシャにおいては政府財政の危機的状況を受け、年金制度の改革が行われおり、年金支給開始年齢の引き上げ、高額年金受給者に対する社会連帯負担金の導入などが行われている。以下では原則として、2011年7月現在の状況について述べる。

b 根拠法令

法律1846/51及びその後の改正であり、直近の改正法は法律3986/2011である。

c 管理運営主体

社会保険機関(IKA)が大部分の対象労働者について管理・運営を行っている。

d 財源

原則として労使の社会保険料であり、保険料率は、事業主賃金の13.33%、労働者が6.67%となっている。

e 制度の対象者

労働者(自営業者を含む。)。

f 受給要件

(a) 本来給付
原則として、最低15年間(または4,500日間)の保険料納付期間があり、65歳以上(1993年1月以前に保険料納付期間がある女性は61歳以上)であること。

(b) 繰上げ給付

繰り上げ給付については、減額されない場合と減額される場合がある。

ア 1993年1月以前に保険料納付期間がある場合

〈表1-4-7〉年金の繰上げ支給開始年齢
(1993年1月以前に保険料納付期間がある場合)

要件等	支給開始年齢	
	男性	女性
ア 減額がない場合		
保険料納付期間が10,000日以上	63歳	61歳
保険料納付期間が10,400日以上	63歳	58歳
保険料納付期間が10,800日以上	58歳	58歳
未成年の子供を持つ母親で、かつ保険料納付期間が5,500日以上	-	57歳
保険料納付期間が4,500日以上で、うち重労働又は健康に悪影響を及ぼす業務に従事した日数が3,600日以上	60歳	56歳
保険料納付期間が10,500日以上で、うち重労働又は健康に悪影響を及ぼす業務に従事した日数が7,500日以上	55歳9か月	55歳9か月

イ 減額がある場合

保険料納付期間が4,500日以上	60歳	56歳
保険料納付期間が10,500日以上で、うち重労働又は健康に悪影響を及ぼす業務に従事した日数が7,500日以上	53歳9か月	53歳9か月
未成年の子供を持つ母親で、かつ保険料納付期間が5,500日以上	-	52歳

資料出所：欧州委員会“MISSOC Database July 2011”を基に厚生労働省大臣官房国際課において作成。

イ 1993年1月以前に保険料納付期間がない場合

〈表1-4-8〉年金の繰上げ支給開始年齢
(1993年1月以前に保険料納付期間がない場合)

要件等	支給開始年齢	
	男性	女性
ア 減額がない場合		
保険料納付期間が4,500日以上で、うち重労働又は健康に悪影響を及ぼす業務に従事した日数が全体の3/4以上	60歳	60歳
未成年の子供を持つ母親で、かつ保険料納付期間が6,000日以上	-	55歳

イ 減額がある場合

保険料納付期間が4,500日以上	60歳	60歳
未成年の子供を持つ母親で、かつ保険料納付期間が6,000日以上	-	50歳

資料出所：欧州委員会“MISSOC Database July 2011”を基に厚生労働省大臣官房国際課において作成。

g 給付の内容

ア 年金額

(ア) 1993年1月以前に保険料納付期間がある場合

■ 5) 出産一時金は医療保険に加入する労働者の被扶養者である場合でも支給される。

退職前10年間のうち賃金が最も高い5年間の平均賃金月額に算定率(1/0.7~1/0.3%)×保険料納付期間を掛けた金額が年金月額となる。年金額が最も高い5年間の平均賃金月額の80%を超えることはない。

配偶者がいる場合には月額49.56ユーロが加算され、子供がいる場合には1人目は年金額の20%、2人目は年金額の15%、3人目は年金額の10%が加算される。

最低額(月額486.84ユーロ)及び最高額(月額2,373.57ユーロ、配偶者・子供がいる場合の追加給付は考慮しない)がある。

(イ) 1993年1月以前に保険料納付期間がない場合

退職前の5年間の平均賃金月額に2%×保険料納付期間を掛けた金額が年金月額となる。年金額が退職前5年間の平均賃金月額の70%を超えることはない。

子供がいる場合には1人目は年金額の8%、2人目は年金額の10%、3人目以降は1人あたり年金額の12%が加算される。

最低額(月額495.74ユーロ)及び最高額(月額2,773.40ユーロ、配偶者・子供がいる場合の追加給付を含む)がある。

イ 社会連帯負担金

月額1,400ユーロを超える年金受給者に対し、1,400ユーロを超える部分の3~14%が社会連帯負担金として徴収されている。60歳未満でかつ月1,700ユーロを超える年金受給者に対しては追加社会連帯負担金として1,700ユーロを超える部分の6~10%が徴収されている。

4 労働条件・労使関係

(1) 賃金・労働時間及び労働災害の動向

〈表1-4-9〉 ギリシャの賃金・消費者物価の上昇率の推移

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
賃金	2.6	13.0	5.6	5.3	-0.6	-1.7	4.3	5.4	0.2	0.2
消費者物価	3.7	3.9	3.4	3.0	3.5	3.3	3.0	4.2	1.3	4.7

資料出所：EU統計局(EUROSTAT)

ギリシャの賃金の上昇率については、2005年、2006年とマイナスとなり、2007年、2008年は4~5%程度となった。2009年、2010年はともに0.2%となっている。

消費者物価の上昇率は2001年から2007年まで3%台で推移してきたが、2008年は4.2%、2009年は1.3%、2010年は4.7%となっている。

〈表1-4-10〉 ギリシャの労働時間の推移(週当たり、被用者)

(時間)

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
労働時間	40.5	40.3	40.3	40.0	40.1	39.8	39.7	39.8	39.6	39.3
うちフルタイム労働者	41.2	41.1	41.0	40.9	41.0	40.7	40.6	40.8	40.7	40.5

資料出所：EU統計局(EUROSTAT)

労働時間については、2001年以降減少傾向であり、2010年は39.3時間となっている。

〈表1-4-11〉 ギリシャの労働災害件数の推移

(件)

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
労働災害発生件数	39,307	38,029	36,150	34,370	29,742	29,533	–	–
死亡災害発生件数	50	70	68	56	32	67	–	–

資料出所：EU統計局(EUROSTAT)

注：労働災害発生件数は、3日以上の休業を必要とする労働災害の発生件数である。

労働災害の発生件数は、2001年以降減少傾向にあり、2006年には29,533件となっている。

(2) 労使団体⁶⁾

a 労働組合員数及び組織率

Eurofoundのデータによれば、2007年時点のギリシャにおける労働組合の組織率(労働者が労働組合に参加する率)は、約28%となっている。

民間部門の労働組合組織率は18%、組合員数は472,304人であり、公的部門の労働組合組織率は60%、組合員数は311,000人である。

b 労働者団体

労働組合の主な全国的組織としては、ギリシャ労働総同盟(General Greek Trade Union Confederation:GSEE)⁷⁾及びギリシャ公務員連合(Supreme Administration

■ 6) 資料出所：Eurofoundのギリシャの労使関係プロフィール(Greece: Industrial relations profile)(http://www.eurofound.europa.eu/eiro/country/greece_3.htm)

of Civil Servants' Union : ADEDY)⁸⁾ がある。

ギリシャ労働総同盟（GSEE）は、民間部門の労働者及び公的部門の有期雇用契約の労働者を代表する組織となっている。

c 使用者団体

使用者団体の主な全国的組織は、ギリシャ使用者連盟（Hellenic Federation of Enterprises : SEV）⁹⁾、ギリシャ貿易総連盟（National Confederation of Greek Traders : ESEE）¹⁰⁾ 及びギリシャ手工業者及び小規模製造者総連盟（General Confederation of Professional Craftsmen and Small Manufacturers of Greece : GSEBEE）¹¹⁾ がある。

ギリシャ使用者連盟（SEV）は大企業の経営者又は中小企業の経営者グループを代表し、ギリシャ貿易総連盟（ESEE）は貿易関連企業の経営者を代表する組織である。ギリシャ手工業者及び小規模製造者総連盟（GSEBEE）は手工業者と小規模製造業の経営者を代表する組織である。

5 労働施策をめぐる最近の動向

(1) 年金改革¹²⁾

2010年7月に、ギリシャ議会は、以下の年金改革の実施を決定した。

- ・ 女性の老齢年金支給開始年齢（法定退職年齢：60歳）を2013年12月までに、男性と同様の65歳に段階的に引き上げる。
- ・ 早期退職による減額老齢年金の支給開始年齢を2011年までに60歳に限定する。
- ・ 年金支給額を2011年から2013年の間据え置く。

（2011年6月にギリシャ政府は、公的年金額の据え置きについて、2015年まで延長することを決定した。）

- ・ 年金支給額を「過去10年間のうち最もよい5年間の金額の合計」ではなく、「生涯の収入の平均」に基づくものとする。
- ・ クリスマス、イースター、及び夏に支出していた年金の季節ボーナスを、年額800ユーロの新ボーナスに一括し、月額2,500ユーロ未満の年金受給者に限ることとする。
- ・ 月額1,400ユーロを超える年金受給者に対し、1,400ユーロを超える部分の3～14%を社会連帯負担金として徴収する。60歳未満でかつ月1,700ユーロを超える年金受給者に対しては、追加社会連帯負担金として1,700ユーロを超える部分の6～10%を徴収する。

(2) ギリシャ国家改革プログラム

ギリシャでは、2011年4月に、生産力の向上と労働市場における様々な障害を取り除くことを軸に、労働市場の改革に取り組むことを目的として、「ギリシャ国家改革プログラム 2011-2014」¹³⁾ を発表した。

同プログラムには、具体的な目標設定として、労働力人口（20～64歳）の就業率（employment rate）を、2010年の64%から2020年までに70%に引き上げることが盛り込まれ、労働市場改革のための以下の3つの優先的課題が盛り込まれている。

- ① 雇用形態の柔軟化の促進
- ② ヤミ労働（undeclared work：未申告労働）の削減
- ③ 生涯に亘っての職業教育の促進

■ 7) ギリシャ労働総同盟（GSEE）は、欧州労働組合連合（ETUC）の加盟組織にもなっている。

■ 8) ギリシャ公務員連合（ADEDY）の英語版ホームページ (http://www.adedy.gr/adedy/site/home/ws.csp?loc=en_US) 参照。

■ 9) ギリシャ使用者連盟（SEV） (<http://www.sev.org.gr/online/generic.aspx?mid=594&id=6&lang=en>)

■ 10) ギリシャ貿易総連盟（ESEE） (<http://www.esee.gr/>)

■ 11) ギリシャ手工業者及び小規模製造者連盟（GSEBEE） (<http://www.gsebee.gr/>)

■ 12) ギリシャの年金制度改革に関する資料については、アメリカ社会保険庁のInternational Update (August 2010及びAugust 2011) を参照。
http://www.ssa.gov/policy/docs/progdesc/intl_update/2011-08/index.html#greece
http://www.ssa.gov/policy/docs/progdesc/intl_update/2011-08/2011-08.pdf

■ 13) Hellenic National Reform Programme 2011-2014 (Athens, April 2011) のP.36～39を参照。
http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/nrp/nrp_greece_en.pdf

なお、National Reform Programmes (NRP) とは、EUの「歐州2020 (Europe 2020) 戰略」の施行にあたり各加盟国が講ずべき雇用政策に関するガイドラインを踏まえ、各国においてEU内での調整を経たうえで策定するプログラム。（定期報告第2章の「EU」における2(2)「雇用・失業対策の概要」及び3(2)「歐州2020 (Europe 2020) 戰略の策定」を参照）

参考文献

1. ギリシャ共和国政府のホームページ

- (1) ギリシャ労働・社会保障省
(<http://www.ypakp.gr/>)
- (2) ギリシャ人力・雇用庁 (OAED)
(http://www.oaed.gr/Pages/SN_152.pg) (英語版)
- (3) ギリシャ社会保障機関 (IKA)
(<http://www.ika.gr/en/home.cfm>) (英語版)

2. EUのホームページ

- (1) EURES (European Employment Services) の
Living and working conditions, Greece
(<http://ec.europa.eu/eures/main.jsp?catId=38&lang=en&parentId=0&countryId=GR&acro=living>)
- (2) EUROFOUNDのギリシャの労使関係プロフィール
(http://www.eurofound.europa.eu/eiro/country/greece_3.htm)
- (3) Eurostat
– Minimum wage statistics, Monthly minimum

wages – country-specific information

(earn_mw_cur) Situation as on 1 July 2011
(http://epp.eurostat.ec.europa.eu/cache/ITY_SDDS/Annexes/earn_minw_esms_an1.pdf)

- (4) 欧州委員会 MISSOC
(<http://missoc.org/>)

3. その他

- (1) アメリカ社会保障庁
Social Security Programs Throughout the World:
Europe, 2010, Greece
(<http://www.ssa.gov/policy/docs/progdesc/ssptw/2010-2011/europe/greece.pdf>)
- (2) ギリシャ法入門
“Introduction to Greek Law” edited by Konstantinos D.Kerameus and Kozyris, ©2008 Kluwer Law International